

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規則（令和元年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。